別表特定非営利活動法人子どもの村福岡を設立する会の項中「特定非営利活動法人子どもの村福岡」を「特定非営利活動法人子どもの村福岡」に改め、同表特定非営利活動法人柔道教育ソリダリティーの項中「神奈川県平塚市北金目一一一七番地東海大学体育学部柔道研究室」を「神奈川県平塚市北金目四丁目一番一号東海大学体育学部柔道研究室」に改め、同表特定非営利活動法人白馬の自然と花を育む会の項中「佐藤　昭典」を「太田　敏彦」に改め、同表特定非営利活動法人パッチワークの項中「柚木　　光」を「虹釜　和昭」に改める。

○文部科学省告示第百十六号

大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（平成元年文部省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

文部科学大臣　川端　達夫

「第百五十六条第四号」を「第百五十六条第五号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

文部科学大臣　川端　達夫

別表第二エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソンの項の前に次のように加える。

インスチツート・エドゥカレ（名称変更前のエスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテを含む。）	茨城県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

別表第二エスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテの項、コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　真岡校の項及びエスコーラ・パラレロ　伊勢崎校の項を削り、同表エスコーラ・パラレロ　太田校の項中「エスコーラ・パラレロ　太田校」を「エスコーラ・パラレロ各種学校（名称変更前のエスコーラ・パラレロ　太田校を含む。）」に改め、同表コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　太田校の項の次に次のように加える。

エスコーラ・インテルクートゥラウ・ウニフィカーダ・アルコ・イリス	埼玉県	

別表第二セントロ・エドカショナル・カナリーニョの項を削り、同表東京韓国学校の項中「東京韓国学校」を「東京韓国学校中・高等部（名称変更前の東京韓国学校を含む。）」に、同表リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウの項中「リセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ」を「リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京　柳北校（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。）」に、同表コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　山梨校の項中「コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　山梨校」を「アルプス学園（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　山梨校を含む。）」に改め、同表コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルスの項の次に次のように加える。

セントロ・エドカショナル・ノヴォ・ダマスコ	長野県	

別表第二コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　長野校の項中「コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　長野校」を「長野日伯学園（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　長野校を含む。）」に改め、同表エスコーラ・アウカンセの項の次に次のように加える。

エスコーラ・ノヴァ・エラ	静岡県	

別表第二エスコーラ・アレグリア・デ・サベール　浜松校の項及びエスコーラ・ニッポ・ブラジレイラの項を削り、同表コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　浜松校の項の次に次のように加える。

セントロ・エドカショナル・イ・プロフィシオナリザンチ―CEP　ブラジル	静岡県	
伯人学校イーエーエス浜松（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　浜松校を含む。）	静岡県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

別表第二エスコーラ・アレグリア・デ・サベール　豊田校の項、エスコーラ・アレグリア・デ・サベール　豊橋校の項及びエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　碧南校の項を削り、同表コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　愛知校の項の次に次のように加える。

コレージオ・ブラジル―ジャポン・プロフェソール・シノダ	愛知県	
伯人学校イーエーエス豊田（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　豊田校を含む。）	愛知県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
伯人学校イーエーエス豊橋（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　豊橋校を含む。）	愛知県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
伯人学校イーエーエス碧南（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　碧南校を含む。）	愛知県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

別表第二エスコーラ・アレグリア・デ・サベール　鈴鹿校の項を削り、同表ニッケン学園の項の次に次のように加える。

伯人学校イーエーエス鈴鹿（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　鈴鹿校を含む。）	三重県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

別表第二コレージオ・ラティーノ・デ・シガの項中「コレージオ・ラティーノ・デ・シガ」を「日本ラチーノ学院（名称変更前のコレージオ・ラティーノ・デ・シガを含む。）」に改め、同表備考第一号の表を次のように改める。

コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　真岡校	栃木県	平成十八年二月六日から平成二十一年十二月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ　伊勢崎校	群馬県	平成十八年二月六日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカショナル・カナリーニョ	埼玉県	平成十八年二月六日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ　伊那校	長野県	平成十八年二月六日から平成十八年十二月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
インスチツート・エドカショナル・エマヌエウ	岐阜県	平成十八年二月六日から平成九年九月十四日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ	静岡県	平成十八年二月六日から平成九年十月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県	平成十八年二月六日から平成二十一年十月五日までの間に当該課程を修了した者に限る。
京都韓国中学	京都府	平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。